

改正

平成12年3月24日条例第6号  
平成12年9月29日条例第60号  
平成12年12月18日条例第68号  
平成13年3月21日条例第6号  
平成17年9月26日条例第118号  
平成22年12月9日条例第21号  
平成24年3月23日条例第10号  
平成25年3月14日条例第6号  
平成26年3月13日条例第7号  
平成28年9月8日条例第25号

幕別町公営住宅管理条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 公営住宅の管理（第4条～第38条）
- 第3章 社会福祉事業等への活用（第39条～第45条）
- 第4章 みなし特定公共賃貸住宅への活用（第46条・第47条）
- 第5章 駐車場の管理（第48条～第57条）
- 第6章 補則（第58条～第65条）

附則

第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）に基づく公営住宅及び共同施設の管理について、法及び地方自治法（昭和22年法律第67号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）公営住宅 町が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。
- （2）共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第1条に規定する施設をいう。
- （3）収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。
- （4）公営住宅建替事業 町が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。
- （5）公営住宅監理員 法第33条の規定により町長が任命する者をいう。

（公営住宅及び共同施設の設置）

**第3条** 町は、法第3条及び第5条の規定の趣旨に基づき、公営住宅及び共同施設を設置する。

2 公営住宅及び共同施設の位置、構造及び戸数は、規則で定める。

第2章 公営住宅の管理

（入居者の公募の方法）

**第4条** 町長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法によって行うものとする。

- （1）町の広報紙
- （2）町庁舎その他町内の適当な場所における掲示
- （3）その他町長が適当と認める方法

（公募の例外）

**第5条** 町長は、次の各号に掲げる事由に係る者を公募を行わず、公営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了
- (4) 公営住宅建替事業による公営住宅の除却
- (5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第3項若しくは第4項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却
- (6) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条(第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却
- (7) 現に公営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、町長が入居者を募集しようとしている公営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。
- (8) 公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。  
(入居者の資格)

**第6条** 公営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項において「老人等」という。))にあっては第2号から第4号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等(次条第2項において「被災者等」という。)及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第29条第1項に規定する居住制限者(次条第2項において「居住制限者」という。)にあっては第3号及び第4号)の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。
- (2) その者の収入がイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を超えないこと。
  - イ 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める場合 21万4千円
  - ロ 公営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の一に該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 21万4千円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8千円)
  - ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 15万8千円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。
- (4) その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

(入居者資格の特例)

**第7条** 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第2号ロに掲げる公営住宅の入居者は、同条各号(老人等にあっては同条第1号を、被災者等及び居住制限者にあっては同条第1号及び第2号を除く。)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居の申込み及び決定)

**第8条** 前2条に規定する入居者資格のある者で、公営住宅に入居しようとする者は、町長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により入居の申込みをした者を公営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。
- 3 町長は、借上げに係る公営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該公営住宅の借上げの期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

（入居者の選考）

**第9条** 入居の申込みをした者が、入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号の一に該当する者のうちから行う。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
  - (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
  - (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から、衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
  - (4) 正当な事由による立退の要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者（自己の責に帰すべき事由に基づく場合を除く。）
  - (5) 住宅がないため勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者
  - (6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者
- 2 町長は、第1項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。
  - 3 前項の場合において、住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽せんにより入居者を決定する。
  - 4 第2項に規定する住宅困窮度の判定基準は、第63条に規定する幕別町公営住宅委員会の意見を聴いて、町長が別に定める。

- 5 町長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で町長が定める要件を備えている者及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに公営住宅に入居することを必要としている者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、町長が割当をした公営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

（入居補欠者）

**第10条** 町長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

- 2 町長は、入居決定者が公営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。

（住宅入居の手続）

**第11条** 公営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。
  - (2) 第19条の規定により敷金を納付すること。
- 2 公営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、町長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。
  - 3 町長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないことができる。
  - 4 町長は、公営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、公営住宅の入居の決定を取り消すことができる。
  - 5 町長は、公営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに公営住宅の入居可能日を通知しなければならない。
  - 6 公営住宅の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から7日以内に入居しなければならない。

ない。ただし、特に町長の承認を受けたときは、この限りでない。

(連帯保証人の異動)

**第12条** 前条第1項第1号に規定する請書を提出した後において、同号に規定する連帯保証人に欠員その他の異動を生じた場合は、入居決定者若しくは入居者は、速やかに新しい連帯保証人を選任し、町長に届け出なければならない。

(同居の承認)

**第13条** 公営住宅の入居者は、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、町長の承認を得なければならない。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしてはならない。ただし、当該入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該承認による同居後における当該入居者に係る収入が第6条第2号に規定する金額を超えるとき。

(2) 当該入居者が法第32条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当するとき。

(3) 当該同居させようとする者が当該入所者の親族でないとき。

(4) 当該同居させようとする者が暴力団員であるとき。

(入居の承継)

**第14条** 公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該公営住宅に居住を希望するときは、省令第11条で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。

2 町長は、前項の規定により承認を得ようとする者又は当該承認を得ようとする者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(家賃の決定)

**第15条** 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第28条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、法第34条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、町長が別に定めるものとする。

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。

(収入の申告等)

**第16条** 入居者は、毎年度、町長に対し、収入を申告しなければならない。

2 前項の規定する収入の申告は、省令第8条に規定する方法によるものとする。

3 町長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 入居者は、前項の認定に対し、町長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、町長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは当該認定を更正するものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

**第17条** 町長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して町長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。

(2) 入居者又は同居者が病気にかかり、又は失業等により、生計が困難になったとき。

(3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

**第18条** 町長は、入居者から第11条第5項の入居可能日から当該入居者が公営住宅を明け渡した日(第31条第1項又は第33条第1項の規定による明渡し)の期限として指定した日の前日又は明け渡した日

のいずれか早い日、第38条第1項による明渡し請求のあったときは明渡し請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。

2 入居者は、町長の発する納入通知書により、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までに、その月分を納付しなければならない。

3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。

4 入居者が第37条に規定する手続きを経ないで住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、町長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(敷金)

**第19条** 町長は、入居者から入居時における2月分の家賃に相当する額の敷金を徴収するものとする。

2 町長は、第17条の各号の一に掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して町長が定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

4 敷金には利子をつけない。

(修繕費用の負担)

**第20条** 公営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(給水栓及び点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は町の負担とする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、借上げ公営住宅の修繕費用に関しては別に定める。

3 入居者の責に帰すべき事由によって第1項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、町長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

**第21条** 次の各号に掲げる費用は入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2) ごみその他汚物の処理に要する費用

(3) 共同施設又はエレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持、運営に要する費用

(4) 前条第1項に規定するもの以外の公営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(入居者の保管義務)

**第22条** 入居者は、公営住宅及び共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責に帰すべき事由により、公営住宅及び共同施設が滅失又はき損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(環境維持の義務)

**第23条** 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(使用しないことの届出)

**第24条** 入居者が公営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、町長の定めるところにより、届出をしなければならない。

(転貸、権利譲渡の禁止)

**第25条** 入居者は、公営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

**第26条** 入居者は、公営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、町長の承認を得たときは、当該公営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

(模様替え等の禁止)

**第27条** 入居者は、公営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、町長の承認を得たときは、この限りでない。

2 町長は、前項の承認を行うに当り、入居者が当該公営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 第1項の承認を得ずに公営住宅を模様替えし、又は増築したときは、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

**第28条** 町長は、毎年度、第16条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が、公営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2 町長は、第16条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が公営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあつては、当該入居者を高額所得者と認定し、その旨を通知する。

3 入居者は、前2項の認定に対し、町長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合においては、町長は、意見の内容を審査し、必要があれば当該認定を更正する。

(明渡し努力義務)

**第29条** 収入超過者は、公営住宅を明け渡すよう努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

**第30条** 第28条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は第15条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に公営住宅を明け渡した場合にあつては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 町長は前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。

3 第17条、第18条の規定は、第1項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する明渡し請求)

**第31条** 町長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該公営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該公営住宅を明け渡さなければならない。

4 町長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号の一に掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により、明渡しの期限を延長することができる。

(1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。

(2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想される時。

(4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

**第32条** 第28条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は第15条第1項及び第30条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に公営住宅を明け渡した場合にあつては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても公営住宅を明け渡さない場合には、町長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍の範囲内で、町長が定める額の金銭を徴収することができる。

3 第17条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に準用し、かつ、第18条の規定は、第1項の家賃について準用する。

(建替事業による明渡し請求等)

**第33条** 町長は、公営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定に基づき、除却しようとする公営住宅の入居者に対し期限を定めて、その明渡しを請求することができるものとする。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該公営住宅を明け渡さなければならない。

3 前項の規定は、第32条第2項の規定を準用する。この場合において、第32条第2項中「前条第1

項」とあるのは「前項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものである。

(新たに整備される公営住宅への入居)

**第34条** 公営住宅建替事業の施行により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者が、法第40条第1項の規定により、当該建替事業により新たに整備される公営住宅に入居を希望するときは、町長の定めるところにより、入居の申出をしなければならない。

(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)

**第35条** 町長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途廃止による他の公営住宅への入居の際の家賃の特例)

**第36条** 町長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の検査)

**第37条** 入居者は、公営住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに町長に届け出て、公営住宅監理員又は町長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第27条第1項の規定により公営住宅を模様替えし、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡請求)

**第38条** 町長は、入居者が次の各号の一に該当する場合には、当該入居者に対し、当該公営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 当該公営住宅及び共同施設を故意にき損したとき。
- (4) 正当な事由によらないで15日以上公営住宅を使用しないとき。
- (5) 第13条第1項、第14条第1項及び第22条から第27条までの規定に違反したとき。
- (6) 入居者が第62条の勧告に従わなかったとき。
- (7) 公営住宅の借上げの期間が満了したとき。

2 前項の規定により公営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該公営住宅を明け渡さなければならない。

3 町長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 町長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

5 町長が第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

6 町長は、公営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該公営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法(平成3年法律第90号)第34条第1項の通知をする。

### 第3章 社会福祉事業等への活用

(使用許可)

**第39条** 町長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省・建設省令第1号)第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が公営住宅を使用

して同省令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、公営住宅の使用を許可することができる。

2 町長は、前項の許可に条件を付することができる。

（使用手続）

**第40条** 社会福祉法人等は、前条の規定により公営住宅を使用しようとするときは、町長の定めるところにより、公営住宅の使用目的、使用期間その他当該公営住宅の使用に係る事項を記載した書面を提出して、町長の許可を申請しなければならない。

2 町長は、社会福祉法人等から前項の申請があった場合には、当該申請に対する処分を決定し、当該社会福祉法人等に対して、当該申請を許可する場合にあっては許可する旨とともに公営住宅の使用開始可能日を、許可しない場合にあっては許可しない旨とともにその理由を通知する。

3 社会福祉法人等は、前項の規定により、公営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、町長の定める日までに公営住宅の使用を開始しなければならない。

（使用料）

**第41条** 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で町長が定める額の使用料を支払わなければならない。

2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において公営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による町長が定める額を超えてはならない。

（準用）

**第42条** 社会福祉法人等による公営住宅の使用にあたっては、第18条から第27条まで、第33条及び第37条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第18条中「第11条第5項」とあるのは「第40条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第31条第1項又は第33条第1項」とあるのは「第33条第1項」と、「第38条第1項」とあるのは「第45条」と読み替えるものとする。

（報告の請求）

**第43条** 町長は、公営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、当該公営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、当該公営住宅の使用状況を報告させることができる。

（申請内容の変更）

**第44条** 公営住宅を使用している社会福祉法人等は、第40条第1項の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに町長に報告しなければならない。

（使用許可の取消）

**第45条** 町長は、次の各号の一に該当する場合において、公営住宅の使用許可を取り消すことができる。

（1）社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。

（2）公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

#### 第4章 みなし特定公共賃貸住宅への活用

（使用許可）

**第46条** 町長は、その区域内に特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により公営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅をこれらの者に使用させることができる。

（特定優良賃貸住宅制度に基づく管理）

**第47条** 町長は、公営住宅を前条の規定に基づいて使用させる場合にあっては、当該公営住宅の管理に関する規定は、この条例の規定（第33条から第36条までの規定を除く。）にかかわらず、幕別町特定公共賃貸住宅管理条例（平成6年条例第23号）の規定を適用する。

#### 第5章 駐車場の管理

**第48条** 公営住宅の共同施設として整備された駐車場の管理は、この章に定めるところにより、行わなければならない。



(使用許可)

**第49条** 駐車場を使用しようとする者は町長の許可を得なければならない。

(使用者の資格)

**第50条** 駐車場を使用する者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 公営住宅の入居者又は同居者であること。
- (2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- (3) 駐車場の使用料を支払うことができること。
- (4) 第38条第1項第1号から第5号までのいずれの場合にも該当しないこと。
- (5) 入居者又は同居者が暴力団員でないこと。

(使用の申込み)

**第51条** 前条に規定する条件を具備する者で、駐車場を使用することを希望する者は、町長の定めるところにより、駐車場の使用の申込みをしなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定し、その旨を当該使用者として決定した者（以下「使用決定者」という。）に対し通知するものとする。

(使用者の決定)

**第52条** 町長は、前条第1項の規定による申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の数を超える場合においては、町長の定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定しなければならない。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、町長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、町長は特定の者に当該駐車場を使用させることができる。

(使用の手続)

**第53条** 第51条第2項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日から10日以内に町長が別に定める所定の手続きをしなければならない。

- 2 使用決定者がやむを得ない事情により前項に規定する手続きを同項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、町長が別に指示する期間内に同項に定める手続きをしなければならない。
- 3 町長は、使用決定者が第1項又は前項に規定する期間内に第1項に規定する手続きをしないときは、駐車場の使用の決定を取り消すことができる。
- 4 町長は、使用決定者が第1項又は第2項に規定する手続きをしたときは、当該使用決定者に対して速やかに駐車場の使用開始日を通知しなければならない。
- 5 使用決定者は、前項の規定により通知された使用開始日から7日以内に駐車場の使用を開始しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料)

**第54条** 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、町長が定めるものとする。

- 2 町長は、前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(使用料の変更)

**第55条** 町長は、次の各号の一に該当する場合においては、駐車場の使用料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 駐車場について改良を施したとき。

(使用許可の取消)

**第56条** 町長は、使用者が次の各号の一に該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為により使用許可を受けたとき。
- (2) 使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
- (4) 駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。
- (5) 第50条に規定する使用者資格を失ったとき。
- (6) 前各号に該当するほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定については第38条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条中「公営住宅」及び「住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。  
(準用)

**第57条** 駐車場の使用については、第48条から前条までに定めるもののほか、第18条、第24条、第25条、第26条本文、第27条本文及び第37条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居」とあるのは「使用」と、「公営住宅」及び「住宅」とあるのは「駐車場」と、第18条第1項中「第11条第5項の入居可能日」とあるのは「第53条第4項の使用可能日」と読み替えるものとする。

## 第6章 補則

(公営住宅監理員及び公営住宅管理人)

**第58条** 公営住宅監理員は、町長が町職員のうちから任命する。

- 2 公営住宅監理員は、公営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、公営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与える。
- 3 町長は、公営住宅監理員の職務を補助させるため、住宅管理人を置くことができる。
- 4 公営住宅管理人は、公営住宅監理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡の事務を行う。
- 5 前各項に規定するもののほか、公営住宅監理員及び公営住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。

(立入検査)

**第59条** 町長は、公営住宅の管理上必要があると認めるときは、公営住宅監理員又は町長の指定した者に公営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

- 2 前項の検査において、現に使用している公営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該公営住宅の入居者の承諾を得なければならない。
- 3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(警察署長の意見の聴取)

**第60条** 町長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が暴力団員であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

- (1) 第8条第2項の規定により公営住宅の入居者を決定しようとする場合 入居の申込みをした者及び当該入居の申込みをした者と現に同居し、又は同居しようとする親族
  - (2) 第13条第1項の承認をしようとする場合 同居させようとする者
  - (3) 第14条第1項の承認をしようとする場合 承認を得ようとする者及び当該承認を得ようとする者と現に同居し、又は同居しようとする親族
  - (4) 第46条の規定により公営住宅を使用させようとする場合 使用しようとする者及び当該使用しようとする者と現に同居し、又は同居しようとする親族
  - (5) 第51条第2項の規定により駐車場の使用者を決定しようとする場合 入居者及び同居者
- 2 町長は、公営住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、公営住宅の入居者及び同居者が暴力団員であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

(町長への意見)

**第61条** 警察署長は、公営住宅の入居者又は同居者について暴力団員であると疑うに足りる相当な理由があるときは、町長に対して、その旨の意見を述べることができる。

(勧告)

**第62条** 町長は、第60条第2項の規定による意見又は前条の意見が述べられた場合であって公営住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、当該意見に係る入居者に対して公営住宅の明渡しその他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(委員会)

**第63条** 町長の附属機関として、幕別町公営住宅委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、町長の諮問に応じて、公営住宅の入居者及び入居補欠者の選考並びに公営住宅の維持、管理及び運営に関する事項について調査審議し、町長に答申するものとする。

- 3 委員会は、委員10名以内をもって組織し、その委員は、次の者のうちから町長が委嘱する。
  - (1) 民生委員
  - (2) 識見を有する者
  - (3) 公募による者
- 4 前項に定めるもののほか、特に必要と認めるときは、臨時の委員を置くことができる。
- 5 委員（臨時の委員を除く。）の任期は2年とし、欠員の生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き委員の互選とする。
- 7 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 8 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 9 委員会は、委員長が招集する。
- 10 委員会の議決は、過半数により、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 11 前各項に定めるほか、委員会の組織及び運営に関する事項は、町長が別に定める。

(罰則)

**第64条** 町長は、詐欺その他不正の行為により、家賃の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

(施行規則の制定)

**第65条** この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
  - 2 幕別町公営住宅管理条例（昭和55年条例第4号、以下「旧条例」という。）は廃止する。
- (経過措置)
- 3 公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された公営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、この条例（以下「新条例」という。）第4条第2項、第5条第8号、第6条、第7条、第15条から第19条まで、第22条から第36条まで及び第38条の規定は適用せず、旧条例第4条第4号、第5号及び第6号、第5条、第10条、第12条から第16条まで、第18条から第25条まで、第27条、附則第3項並びに附則第4項の規定は、なおその効力を有する。
  - 4 新条例第15条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、前項の公営住宅又は共同施設については同項の規定にかかわらず平成10年3月31日以前においても、新条例の例によるものとする。
  - 5 平成10年4月1日において現に附則第3項の公営住宅に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第15条又は第17条の規定による家賃の額が旧条例第10条、第12条又は第13条の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第15条又は第17条の規定による家賃の額から旧条例第10条、第12条又は第13条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第10条、第12条又は第13条の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る新条例第30条又は第32条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額が旧条例第10条、第12条又は第13条の規定による家賃の額に旧条例第24条の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては新条例第30条又は第32条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額から旧条例第10条、第12条又は第13条の規定による家賃の額及び旧条例第24条の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第10条、第12条又は第13条の規定による家賃の額及び旧条例第24条の規定による割増賃料を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成10年度	0.25

平成11年度	0.5
平成12年度	0.75

6 平成10年4月1日前に旧条例の規定によってした請求、手続その他の行為は、新条例の相当規定によってしたものとみなす。

7 当分の間、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域その他の政令附則第7項で定める地域内の公営住宅に係る第6条の規定の適用については、当該公営住宅の入居に当たって現に同居し、又は同居しようとする親族がいない場合においても、同条第1号の条件を具備しているものとみなす。

（忠類村の編入に伴う経過措置）

8 忠類村の編入の日（以下「編入日」という。）前に、忠類村営住宅管理条例（昭和28年条例第20号。以下「旧忠類村条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

9 旧忠類村条例により設置されていた住宅（以下「旧住宅」という。）の家賃については、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。

10 旧住宅の敷金は、編入日以後新たに入居する者から適用し、編入日前に入居している者については、なお従前の例による。

11 編入日前にした旧忠類村条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成12年3月24日条例第6号）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成12年9月29日条例第60号）

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

**附 則**（平成12年12月18日条例第68号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第39条の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。

**附 則**（平成13年3月21日条例第6号）

この条例は、平成13年5月13日から施行する。

**附 則**（平成17年9月26日条例第118号）

この条例は、平成18年2月6日から施行する。

**附 則**（平成22年12月9日条例第21号）

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

**附 則**（平成24年3月23日条例第10号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年3月14日条例第6号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年3月13日条例第7号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年9月8日条例第25号）

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

改正

平成9年9月25日規則第21号  
平成11年10月1日規則第20号の2  
平成14年2月28日規則第1号  
平成18年1月16日規則第78号  
平成19年4月1日規則第13号  
平成20年4月1日規則第38号  
平成20年8月15日規則第43号  
平成21年3月25日規則第5号  
平成22年5月10日規則第13号  
平成22年6月30日規則第16号  
平成22年12月29日規則第20号  
平成23年3月25日規則第4号  
平成24年4月1日規則第14号  
平成25年2月28日規則第7号  
平成26年1月24日規則第1号  
平成28年4月1日規則第32号  
平成28年9月8日規則第38号  
平成28年11月10日規則第42号  
平成28年11月30日規則第45号

幕別町公営住宅管理規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、幕別町公営住宅管理条例（平成9年条例第6号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(公営住宅及び共同施設の設置)

**第2条** 条例第3条第2項に規定する公営住宅及び共同施設の位置、構造及び戸数は、別表1のとおりとする。

(入居者の資格)

**第2条の2** 条例第6条に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度がア、イ又はウに掲げる障害の種類に応じ、それぞれア、イ又はウに定める障害の程度であるもの  
ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は別表第1号表ノ3の第1款症のもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関す

る法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

- 2 町長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

- 3 条例第6条第2号イに規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 入居者又は同居者に第1項第2号（同号イに該当する者にあつては、1級又は2級に該当する者に限る。）から第4号まで、第6号又は第7号の規定に該当する者がある場合

- (2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

- (3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

（入居申込み及び決定）

- 第3条** 条例第8条第1項に規定する入居の申込みは、幕別町公営住宅入居申込書（様式第1号）により行わなければならない。

- 2 申込者は、前項に規定する入居申込書のほかに申込者及び同居者に関し、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し

- (2) 所得を証明する書類

- (3) 条例第60条の規定に基づく警察署長に意見を聴くことについての同意書（様式第1号の2）

- (4) その他町長が必要と認める書類

- 3 条例第8条第2項に規定する入居決定者に対する通知は、幕別町公営住宅入居決定通知（様式第2号）により行うものとする。

（優先入居者の資格）

- 第4条** 条例第9条第5項に規定する町長の定める要件は、次の各号に掲げる者が、それぞれ各号に掲げる要件を具備しているものとする。

- (1) 20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）と死別し、若しくは離婚した者であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者又は婚姻によらないで母となった女子若しくは婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていない者で、その者が20歳未満の子を扶養し、かつその子と同居しようとする者。

- (2) 引揚者 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第2条各号に掲げる者であること。

- (3) 炭鉱離職者 炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和34年法律第199号）第2条第2項に規定するものであること。

- (4) 老人 その者及び同居しようとする者が60歳以上の者のみであること。

- (5) 心身障害者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者であること。

- (6) 生活環境の改善を図るべき地域に居住する者 住宅以外の場所で日常生活を営んでいることその他の理由により緊急に住宅の手当を必要としている者であること。

- 2 条例第9条第5項に規定する町長が定める基準は、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以

下「令」という。)第6条第5項第1号及び第2号に規定する金額とする。

(入居の手続き)

**第5条** 条例第11条第1項第1号に規定する請書は、幕別町公営住宅入居請書(様式第3号)によるものとする。

2 条例第11条第4項の規定により入居の決定を取り消したときは、入居決定の取消通知(様式第4号)により当該入居の決定を取り消した者に通知するものとする。

3 条例第11条第5項の規定による入居可能日の通知は、幕別町公営住宅入居許可書その1(様式第5号)(入居させようとする住宅が借上げに係る公営住宅であるときは、幕別町公営住宅入居許可書その2(様式第6号))により通知するものとする。

(同居の承認)

**第6条** 入居者は、条例第13条第1項の規定により町長の承認を得ようとするときは、幕別町公営住宅同居承認申請書(様式第7号)により申請しなければならない。

2 町長は、入居者から前項の申請があったときは、その申請を承認する場合又は承認しない場合は、幕別町公営住宅同居承認(不承認)通知(様式第8号)により当該入居者に通知するものとする。

(入居の承継の承認)

**第7条** 条例第14条第1項の規定により町長の承認を得ようとする公営住宅の同居者は、幕別町公営住宅入居承継承認申請書(様式第9号)により引き続き当該公営住宅に入居したい旨を申請しなければならない。

2 町長は、公営住宅の同居者から前項の申請があったときは、その申請を承認する場合又は承認しない場合は、幕別町公営住宅入居承継承認(不承認)通知(様式第10号)により当該同居者に通知するものとする。

(利便性係数)

**第8条** 条例第15条第2項に規定する町長が定める数値(以下「利便性係数」という。)は、次の算定式による。

利便性係数=係数A+係数B+係数C

2 前項の算定式の係数A、係数B及び係数Cは別表2によるものとする。

(収入申告の方法)

**第9条** 入居者は、条例第16条第1項に規定する収入の申告は、幕別町公営住宅収入申告書(様式第11号)により行うものとする。

(収入の認定及び更正)

**第10条** 町長は、条例第16条第3項の規定により入居者の収入を認定したときは、第14条第1項及び第2項の規定により通知する場合を除き、幕別町公営住宅収入認定通知(様式第12号)により当該入居者に当該認定した収入の額を通知するものとする。

2 入居者は、前項の規定による通知を受けた場合において、条例第16条第4項の規定に基づき当該通知による町長が認定した収入に意見を述べようとするときは、幕別町公営住宅収入認定及び家賃決定に対する意見申出書(様式第13号)により行うものとする。

3 町長は、入居者から前項の規定による意見があったときは、当該意見の内容を審査し、その結果を幕別町公営住宅収入認定の更正通知(様式第14号)又は幕別町公営住宅収入認定及び家賃決定に対する意見棄却通知(様式第15号)により当該入居者に通知するものとする。

(家賃及び敷金の減免又は徴収猶予)

**第11条** 条例第17条の規定による家賃の減免は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 条例第17条第1号に該当する場合

入居者及び同居者の令第1条第3号の規定による収入が次に掲げる表の左欄各項に定める収入区分に該当する場合はその区分に応じ、それぞれ右欄各項に定める額を減額するものとする。

収入区分	減額の額
10,000円以下の場合	家賃月額額の100分の70の額
10,000円を超え20,000円以下の場合	家賃月額額の100分の60の額
20,000円を超え30,000円以下の場合	家賃月額額の100分の50の額

30,000円を超え40,000円以下の場合	家賃月額100分の40の額
40,000円を超え50,000円以下の場合	家賃月額100分の30の額

注 この表において収入とは、令第1条第3号に規定する収入をいう。ただし、この収入については、家賃等の減免を受けようとする者に次に掲げる年金又は扶助料（以下この注において「特定支給額」という。）が支給される場合にあつては、当該収入の算出に当たり、所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号の公的年金等の収入金額に特定支給額を含めるものとする。

- 1 国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金及び遺族基礎年金
- 2 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金及び遺族厚生年金
- 3 恩給法（大正12年法律第48号）第2条第1項に規定する扶助料
- 4 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金
- 5 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償年金、遺族補償年金、障害年金及び遺族年金

(2) 条例第17条第2号に該当する場合

入居者又は同居者が病気にかかり、生計が困難になった場合は、療養費の負担した額について、町長が認定した額を前号の収入から控除し、同号に準じて減額するものとする。

(3) 条例第17条第3号に該当する場合

入居者又は同居者が災害により著しく損害を受けた場合は、その被害額について町長が認定した額を第1号の収入から控除し、同号に準じて減額するものとする。

(4) 条例第17条第4号に該当する場合

その他特別の事情がある場合で、町長が必要と認めるときは、前3号に準じて減額を行う。

(5) 入居者又は同居者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による住宅扶助を受けているときは、前各号の規定にかかわらず家賃月額と住宅扶助月額との差額の範囲内において減額を行う。

(6) 前各号における減免する額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

2 前項の規定により行う家賃等の減免の期間については、町長がその事情を考慮して定めるものとする。

3 条例第17条の規定による家賃の徴収猶予は、同条各号のいずれかに該当するときであつて、収入の減少又は療養費の負担若しくは損害の復旧その他に要する費用の負担が一時的であると認められるときに行うものとする。

4 前項の規定による家賃の徴収猶予は、3月を超えて猶予の期間を定めることができない。ただし、町長が必要と認める場合にあつて徴収の猶予に係る家賃を分納する場合にあつては、1年を超えて猶予の期間を定めることができないものとする。

5 条例第17条の規定により家賃の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、幕別町公営住宅家賃（敷金）減免申請書（様式第16号）又は幕別町公営住宅家賃（敷金）徴収猶予申請書（様式第17号）により、町長に申請しなければならない。

6 町長は、条例第17条の家賃の減免又は徴収の猶予をしたときは、幕別町公営住宅家賃（敷金）減免・徴収猶予承認（不承認）通知（様式第17号の2）により通知するものとする。

7 条例第19条第2項の規定による敷金の減免又は徴収の猶予は、前各項の規定を準用する。  
（目的外使用の申請）

**第12条** 条例第26条の規定により公営住宅の一部を住宅以外の用途に使用しようとする者は、幕別町公営住宅居住の用途以外の用途使用承認申請書（様式第18号）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請を承認するときは、幕別町公営住宅居住の用途以外の用途使用承認通知（様式第19号）により通知するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、これを承認することができない。

- (1) 原状回復することが困難な程度の改造を伴うとき。
- (2) 他の入居者の居住に支障があると認めるとき。



(3) 営業（別に定めるものを除く。）を目的とするとき。

（模様替え等の申請）

**第13条** 条例第27条の規定により公営住宅を模様替えし、又は増築しようとする者は、幕別町公営住宅模様替え・増築承認申請書（様式第20号）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請を承認するときは、幕別町公営住宅模様替え・増築承認通知（様式第21号）により通知するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、これを承認することができない。

(1) 原状回復することが困難と町長が認めるとき。

(2) 他の入居者の居住に支障があると認めるとき。

(3) 営業（別に定めるものを除く。）を目的とするとき。

（収入超過者等に対する認定等）

**第14条** 条例第28条第1項に規定する収入超過者に対する通知は、幕別町公営住宅収入超過者認定通知（様式第22号）によるものとする。この場合において、条例第16条第3項に規定する認定した収入を併せて通知するものとする。

2 条例第28条第2項に規定する高額所得者に対する通知は、幕別町公営住宅高額所得者認定通知（様式第23号）によるものとする。この場合において、条例第16条第3項に規定する認定した収入を併せて通知するものとする。

3 条例第28条第3項の規定により前2項の通知による認定に意見を述べようとする場合においては、第10条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第10条第2項中「前項」とあるのは「前2項」と、「条例第16条第4項」とあるのは「条例第28条第3項」とそれぞれ読み替えるものとする。

（条例第32条第2項に規定する町長が定める額）

**第15条** 条例第32条第2項の町長が定める額は、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍の額とする。

（建替事業により新たに整備される公営住宅への入居の申出）

**第16条** 条例第34条の規定による入居の申出は、幕別町公営住宅建替事業に係る建替後住宅入居申請書（様式第24号）によるものとする。

（社会福祉事業に係る使用料）

**第17条** 条例第41条に規定する町長が定める額は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

**第18条** 削除

（一時不使用の申出）

**第19条** 条例第24条の規定による届出は、幕別町公営住宅一時不使用届（様式第25号）によらなければならない。

（同居者の異動の届出）

**第20条** 入居者は、次の各号に掲げるところによりその同居者に異動があったときは、幕別町公営住宅同居者異動届（様式第26号）により、町長に届け出なければならない。この場合において、第6条の規定は適用しない。

(1) 同居者が死亡又は転居（住居の異動を伴わないものその他一時的な居住地の異動によるものを除く。）したとき。

(2) 入居者又は同居者の出産により出生した子が同居することとなるとき（その子が初めて住所を定める場合に限る。）。

（退去の届出及び敷金の還付）

**第21条** 入居者は、公営住宅を退去しようとするときは、退去する5日前までに幕別町公営住宅退去届（様式第27号）により退去する旨町長に届け出なければならない。

2 町長は、入居者が公営住宅を退去するときは、速やかに公営住宅監理員又は町長の指定した者に当該住宅の検査をさせるものとする。

3 敷金は、前項の検査を終えたとき又は条例第18条第5項の規定により明渡しの日を認定したときに当該入居者に還付するものとする。この場合において、当該入居者の未納の家賃、損害賠償金その他のもので当該敷金から控除すべきものの金額を決定し、当該敷金から当該控除すべき金額を減じた金額を当該入居者に還付するものとする。

（公営住宅監理員及び公営住宅管理人）

**第22条** 条例第58条第1項に規定する公営住宅監理員は、建設部都市計画課長及び忠類総合支所経済建設課長とする。

2 条例第58条第3項に規定する公営住宅管理人は、公営住宅の入居者又は条例第11条に規定する住宅入居の手続を行った者の中から適当と認められるものを選考し、町長が委嘱する。

(補則)

**第23条** この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(幕別町公営住宅管理規則の廃止)

2 幕別町公営住宅管理規則(昭和55年規則第8号)は廃止する。

(忠類村の編入に伴う経過措置)

3 忠類村の編入の日前に、忠類村営住宅管理条例施行規則(平成9年忠類村規則第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(道営桂町団地事業主体変更による経過措置)

4 道公営住宅の事業主体変更により、平成21年3月31日まで道公営住宅であって、平成21年4月1日から町公営住宅となった住宅に、平成21年3月31日現在の入居者が、平成21年4月1日以降も継続して入居している場合、当該住宅に係る令第2条第1項第4号に規定する事業主体が定める数値は、当分の間、第8条第2項の規定にかかわらず、北海道営住宅条例施行規則(平成9年規則第42号)第15条の規定を準用する。

(家賃の減免の特例)

5 平成21年4月1日において現に公営住宅に入居している者で、同日において条例第35条又は第36条の規定により家賃を減額されているものの公営住宅の毎月の家賃について、公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第391号。以下「改正政令」という。)による改正後の政令第2条に規定する方法により算出される当該入居者に係る毎月の家賃の額(改正政令附則第3条又は条例第35条若しくは第36条の規定の適用がある場合にあつては、これらの規定による減額後の毎月の家賃の額とする。以下「減額後新家賃額」という。)が改正政令の施行の日前の当該入居者に係る最終の公営住宅の毎月の家賃の額(条例第35条又は第36条の規定の適用がある場合にあつては、これらの規定による減額後の毎月の家賃の額とする。以下「旧家賃額」という。)を超えるとき(第11条第1項の規定により家賃を減免されるときを除く。)は、条例第17条第4号の規定により、減額後新家賃額から家賃増加額(改正政令による改正後の政令第2条に規定する方法により算出される当該入居者に係る毎月の家賃の額(改正政令附則第3条又は条例第35条若しくは第36条の規定の適用がある場合にあつては、これらの規定による減額前の毎月の家賃の額とする。以下「減額前新家賃額」という。)から旧家賃額を控除して得た額をいう。以下同じ。)に次の算式により算出した率(1を超える場合にあつては、1とする。)を乗じて得た額及び旧家賃額を控除して得た額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額とする。)を減免するものとする。

$$(A - B) \div (11 - C)$$

この式において、A及びBは、それぞれ次に定める年数とする。

A 条例第35条に規定する新たに整備された公営住宅又は条例第36条に規定する新たに入居する公営住宅(以下これらを「新公営住宅」という。)に入居している年数(1年未満の端数があるときは、これを1年とする。)

B 平成21年3月31日において新公営住宅に入居している年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数とする。)

C 平成21年3月31日において新公営住宅に入居している年数(1年未満の端数があるときは、これを1年とする。)

6 平成21年4月1日において現に公営住宅に入居している者で、同日の翌日から平成26年3月31日までの間において条例第35条又は第36条の規定により家賃を減額されることとなったものの公営住宅の毎月の家賃について、減額後新家賃額が旧家賃額を超えるとき(第11条第1項の規定により家賃を減免されるときを除く。)は、条例第17条第4号の規定により、減額後新家賃額から家賃増加額に次の算式により算出した率(1を超える場合にあつては、1とする。)を乗じて得た額及び旧

家賃額を控除して得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額とする。）を減免するものとする。

$$A \div (B + 6)$$

この式において、A及びBは、それぞれ次に定める年数とする。

A 新公営住宅に入居している年数（1年未満の端数があるときは、これを1年とする。）

B 新公営住宅に入居した日から平成26年3月31日までの年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数とする。）

7 平成21年4月1日において現に公営住宅に入居している者の平成21年度から平成26年度までの公営住宅の毎月の家賃について、減額後新家賃額が旧家賃額を超え、かつ、条例第16条第3項の規定により認定した当該入居者の収入（同条第4項の規定により認定を更正したときは、当該更生後の収入とする。）が次の各号のいずれかに該当するとき（第11条第1項又は前2項の規定により家賃を減免されるときを除く。）は、条例第17条第4号の規定により、平成21年度にあっては家賃増加額に5分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）から家賃増加額に7分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を控除して得た額を、平成22年度にあっては家賃増加額に5分の2を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）から家賃増加額に7分の2を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を控除して得た額を、平成23年度にあっては家賃増加額に5分の3を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）から、家賃増加額に7分の3を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を控除して得た額を、平成24年度にあっては家賃増加額に5分の4を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）から家賃増加額に7分の4を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を控除して得た額を、平成25年度にあっては減額前新家賃額から家賃増加額に7分の5を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）及び旧家賃額を減じて得た額を、平成26年度にあっては減額前新家賃額から家賃増加額に7分の6を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）及び旧家賃額を減じて得た額を減免するものとする。

(1) 13万9,000円を超え15万3,000円以下

(2) 15万8,000円を超え17万8,000円以下

(3) 18万6,000円を超え20万円以下

(4) 21万4,000円を超え23万8,000円以下

(5) 25万9,000円を超え26万8,000円以下

8 前3項の規定による家賃の減免については、第11条第5項の規定にかかわらず、同項に規定する申請書の提出を要しないものとする。

9 第5項から第7項までの規定による家賃の減免については、第11条第6項の規定にかかわらず、同項の規定による通知は行わないものとする。

（道営あかしや南団地7号棟及び8号棟事業主体変更による経過措置）

10 道公営住宅の事業主体変更により、平成24年3月31日まで道公営住宅であって、平成24年4月1日から町公営住宅となった住宅で、平成24年3月31日現在の入居者が、平成24年4月1日以降も継続して当該住宅に入居している住宅に係る令第2条第1項第4号に規定する事業主体が定める数値は、当分の間、第8条第2項の規定にかかわらず、北海道営住宅条例施行規則（平成9年規則第42号）第15条の規定を準用する。

（平成17年公営住宅法施行令の一部改正に伴う経過措置）

11 平成28年3月31日までの間における第2条の2第1項第1号及び第3項第2号の規定の適用については、同号中「60歳以上の者」とあるのは、「昭和31年4月1日以前に生まれた者」とする。

**附 則**（平成9年9月25日規則第21号）

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

**附 則**（平成11年10月1日規則第20号の2）

この規則は、平成11年11月1日から施行する。

**附 則**（平成14年2月28日規則第1号）

この規則は、平成14年3月1日から施行する。

附 則 (平成18年1月16日規則第78号)

この規則は、平成18年2月6日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日規則第13号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規則第38号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年8月15日規則第43号)

この規則は、平成20年8月15日から施行する。

附 則 (平成21年3月25日規則第5号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年5月10日規則第13号)

この規則は、平成22年5月14日から施行する。

附 則 (平成22年6月30日規則第16号)

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月29日規則第20号)

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日規則第4号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日規則第14号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月28日規則第7号)

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

附 則 (平成26年1月24日規則第1号)

この規則は、平成26年2月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日規則第32号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月8日規則第38号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年11月10日規則第42号)

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則 (平成28年11月30日規則第45号)

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

団地名	竣工年度	位置	構造	間取り	専用床面積 (平方メートル)	戸数
本町1	H15	本町66番地2	低耐2F	2LDK	67.13	4
本町2	H16	本町7番地1	低耐2F	2LDK	69.19	12
寿町	S61	寿町122番地	簡耐2F	3LDK	63.80	12
	S62	寿町122番地	簡耐2F	3LDK	63.80	8
南町	S39	南町73番地1	簡耐1F	2DK	29.70	10
		南町76番地	簡耐1F	2DK	36.40	8
	H10	南町77番地	低耐2F	2LDK	70.50	4
				3LDK	78.73	4
		南町79番地	低耐2F	2LDK	70.50	4
				3LDK	78.73	4
緑町3	S46	緑町7番地12	簡耐1F	2DK	40.50	3

				3DK	45.00	1
	S47	緑町7番地14~16	簡耐1F	2DK	40.50	9
				3DK	45.00	3
新緑町西	S52	緑町5番地15、16	簡耐1F	3DK	57.08	8
					53.50	8
	S53	緑町5番地17、18	簡耐1F	3DK	57.42	6
					59.74	8
				4DK	66.33	2
	S54	緑町5番地19、39	簡耐1F	3LDK	62.39	4
				3DK	59.74	4
S55	緑町5番地20、40	簡耐1F	3LDK	66.56	4	
				62.39	4	
新緑町東	S56	緑町5番地98、127	簡耐1F	3LDK	66.56	4
					63.71	4
	S57	緑町5番地128、129	簡耐1F	3LDK	63.71	8
S58	緑町5番地99、100	簡耐1F	3LDK	63.71	8	
新緑町南	S59	緑町10番地99	簡耐2F	3LDK	62.19	6
	S60	緑町10番地100	簡耐2F	3LDK	62.19	6
新緑町2	H11	緑町22番地4、6	準耐1F	1LDK	63.15	4
				2LDK	72.51	4
				3LDK	84.63	4
	H12	緑町22番地3、6、9	準耐1F	1LDK	63.15	2
				2LDK	72.51	6
				3LDK	84.63	6
旭町西	H13	旭町24番地9	低耐2F	2DK	54.1	2
				2LDK	67.12	2
					67.68	10
				3LDK	80.7	2
	H14	旭町24番地9	低耐2F	2DK	54.1	2
				2LDK	67.12	2
				67.68	10	
			3LDK	80.7	2	
旭町東	H17	旭町18番地8	低耐2F	2LDK	63.45	10
				3LDK	79.43	2
	H18	旭町18番地8	低耐2F	2LDK	63.45	10
				3LDK	79.43	2
	H19	旭町18番地9	低耐2F	2LDK	63.45	10
				3LDK	79.43	2
千住	S43	字千住286番地	簡耐1F	2DK	30.40	6
				3DK	43.00	2
桂町東	S46	札内桂町558番地5	簡耐1F	2LDK	47.80	4
	(H22年度改修)					
	S46	札内桂町558番地5	簡耐1F	2LDK	47.80	8
(H24年度改修)						
S47	札内桂町558番地5	簡耐1F	2LDK	46.39	4	

	(H23年度 改修)					
桂町	S55	札内桂町571番地46	簡耐2F	3LDK	62.19	6
	S56	札内桂町571番地45	簡耐2F	3LDK	62.19	6
	S57	札内桂町571番地44	簡耐2F	3LDK	62.19	6
	S58	札内桂町571番地43	簡耐2F	3LDK	62.19	6
	S59	札内桂町571番地42	簡耐2F	3LDK	62.19	6
桂町2	S57	札内桂町571番地34	簡耐2F	3LDK	66.30	6
	S57	札内桂町571番地35	簡耐2F	3LDK	66.30	6
	S58	札内桂町571番地115	簡耐2F	3LDK	66.30	6
	S58	札内桂町571番地115	簡耐2F	3LDK	66.30	6
	S59	札内桂町571番地114	簡耐2F	3LDK	66.30	6
あかしや南	S51	札内あかしや町43番地 8	中耐4F	3DK	55.46	24
	S52	札内あかしや町43番地 94	中耐4F	3DK	55.46	16
	S53	札内あかしや町43番地 92	中耐4F	3DK	57.73	24
	S54	札内あかしや町43番地 95	中耐4F	3DK	62.18	16
	S55	札内あかしや町43番地 93	中耐4F	3DK	66.50	6
					66.90	8
					67.40	2
S56	札内あかしや町43番地 96	中耐4F	3LDK	68.30	6	
				68.70	8	
				69.20	2	
泉町東	S47	札内泉町79番地37～41	簡耐1F	2DK	40.50	15
				3DK	45.00	5
泉町	H5	札内泉町73番地2	中耐3F	2LDK	65.03	2
				2LDK	67.38	2
				3LDK	74.52	2
				3LDK	77.26	4
	H6	札内泉町73番地2	中耐3F	2LDK	67.38	4
				2LDK	70.46	1
				3LDK	74.52	8
				3LDK	77.26	7
	H7	札内泉町73番地2	中耐3F	2LDK	64.04	12
				2LDK	64.10	6
				3LDK	74.86	9
				3LDK	75.58	9
	H8	札内泉町73番地2	中耐3F	2LDK	64.04	8
				2LDK	64.10	4
				3LDK	74.86	12
	H9	札内泉町73番地2	中耐3F	2LDK	64.04	12
2LDK				64.10	6	

				3 LDK	74.86	14
				3 LDK	75.86	4
春日東	S 48	札内春日町709番地44、59	簡耐 1 F	2 DK	39.60	18
				2 DK	43.17	6
				3 DK	45.20	6
				3 DK	49.31	2
	H28	札内春日町709番地59	木造 1 F	2 LDK	67.19	2
				2 LDK	67.27	4
3 LDK				81.89	2	
忠類白銀町	S 46	忠類白銀町402番地 6	簡耐 1 F	2 DK	40.50	9
				2 DK	43.31	6
				3 DK	48.75	3
				3 DK	49.87	2
	S 47 (H22年度改修)	忠類白銀町401番地 2	簡耐 1 F	2 LDK	48.16	3
				2 LDK	53.71	1
	S 47 (H23年度改修)	忠類白銀町401番地 2	簡耐 1 F	2 LDK	48.16	3
				2 LDK	53.71	1
	S 47 (H24年度改修)	忠類白銀町401番地 2	簡耐 1 F	2 LDK	45.02	3
				2 LDK	52.58	1
	S 47 (H25年度改修)	忠類白銀町401番地 2	簡耐 1 F	2 LDK	45.02	3
				2 LDK	52.58	1
	S 48	忠類白銀町401番地 1	簡耐 1 F	2 DK	39.67	6
2 DK				43.00	6	
3 DK				45.20	2	
3 DK				49.14	2	
S 58	忠類白銀町402番地 3	簡耐 1 F	3 LDK	63.71	4	
S 59	忠類白銀町402番地 3	簡耐 1 F	3 LDK	63.71	4	
S 60	忠類白銀町402番地 3	簡耐 1 F	3 LDK	63.71	2	
忠類あけぼの	H 2	忠類栄町447番地 3	簡耐 1 F	3 LDK	65.44	8
	H 3	忠類栄町447番地 2	簡耐 1 F	3 LDK	65.73	6
	H 4	忠類栄町447番地 1	簡耐 1 F	2 LDK	55.56	6
	H 5	忠類栄町447番地 1、2	準耐 1 F	3 LDK	65.73	12
	H 6	忠類栄町447番地 2	準耐 1 F	2 LDK	55.56	6
	H 7	忠類栄町447番地 4	準耐 1 F	3 LDK	65.44	8
	忠類栄町	H11	忠類栄町309番地、324番地	準耐 1 F	1 LDK	35.27
H12		忠類栄町294番地 1	準耐 1 F	2 LDK	56.36	5
		忠類栄町306番地 1	準耐 1 F	1 LDK	35.40	2
				2 LDK	56.36	2
H13		忠類栄町306番地 1	準耐 1 F	1 LDK	38.70	4
			2 LDK	61.00	4	
忠類せせらぎ	H13	忠類本町17番地 1	準耐 1 F	1 LDK	35.50	10
忠類あおぞら	H14	忠類栄町371番地17～	準耐 1 F	3 LDK	77.90	8

		20				
--	--	----	--	--	--	--

別表 2 (第 8 条関係)

(ア)

係数 A	固定資産税評価額相当額 (平方メートル/円)
0.50	19,001～
0.49	18,001～19,000
0.48	17,001～18,000
0.47	16,001～17,000
0.46	15,001～16,000
0.45	14,001～15,000
0.44	13,001～14,000
0.43	12,001～13,000
0.42	11,001～12,000
0.41	10,001～11,000
0.40	9,001～10,000
0.39	8,001～ 9,000
0.38	7,001～ 8,000
0.37	6,001～ 7,000
0.36	5,001～ 6,000
0.35	4,001～ 5,000
0.34	3,001～ 4,000
0.33	2,001～ 3,000
0.32	1,001～ 2,000
0.31	1 ～ 1,000

(イ)

係数 B	浴室の設置形態
0.30	浴室あり・浴槽あり・給湯あり
0.29	浴室あり・給湯あり
0.28	浴室あり・浴槽あり
0.27	浴室あり
0.25	浴室なし

(ウ)

係数 C	トイレの水洗化の有無
0.20	水洗化
0.15	非水洗化

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 1 号の 2 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

様式第 5 号 (第 5 条関係)



様式第6号 (第5条関係)  
様式第7号 (第6条関係)  
様式第8号 (第6条関係)  
様式第9号 (第7条関係)  
様式第10号 (第7条関係)  
様式第11号 (第9条関係)  
様式第12号 (第10条関係)  
様式第13号 (第10条関係)  
様式第14号 (第10条関係・更正する場合)  
様式第15号 (第10条関係・更正しない場合)  
様式第16号 (第11条関係)  
様式第17号 (第11条関係)

様式第17号の2 (第11条関係)  
様式第18号 (第12条関係)  
様式第19号 (第12条関係)  
様式第20号 (第13条関係)  
様式第21号 (第13条関係)  
様式第22号 (第14条関係)  
様式第23号 (第14条関係)  
様式第24号 (第16条関係)  
様式第25号 (第19条関係)  
様式第26号 (第20条関係)  
様式第27号 (第21条関係)

様式第1号（第3条関係）

							抽選番号	
幕別町公営住宅入居申込書								
申込者	現住所					ふりがな 氏名		
	本籍地（国籍）							
	電 話							
公営住宅に入居する者等	氏名	続柄	生年月日	職業	勤務先の名称	勤続年数	年間収入	
	入居者	本人						
	同居する親族							
	別居扶養親族							/
							/	
希望の団地等	団地・地区名	団地	号棟	号室	特定目的住宅への入居希望	住宅の目的等		
	間取り					理 由		
	備 考							

注) 太枠の中を記入してください。

所得計算表

<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">1 所得</td> <td style="width: 40%;">=</td> </tr> <tr> <td></td> <td>=</td> </tr> <tr> <td></td> <td>=</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所得合計</td> <td></td> </tr> </table>	1 所得	=		=		=	所得合計		<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">3 公営住宅法施行令に規定する収入所得金額：</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>    - 控除金額：</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    収入年額：</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    収入月額：</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 年度入居収入基準</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 入居収入基準</td> <td style="text-align: center;">適合・不適合</td> </tr> </table>	3 公営住宅法施行令に規定する収入所得金額：		- 控除金額：		収入年額：		収入月額：		4 年度入居収入基準	円	5 入居収入基準	適合・不適合
1 所得	=																				
	=																				
	=																				
所得合計																					
3 公営住宅法施行令に規定する収入所得金額：																					
- 控除金額：																					
収入年額：																					
収入月額：																					
4 年度入居収入基準	円																				
5 入居収入基準	適合・不適合																				
<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">2 控除額</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>    扶養控除額</td> <td>円×人=</td> </tr> <tr> <td>    老人扶養控除額</td> <td>円×人=</td> </tr> <tr> <td>    特定扶養親族控除額</td> <td>円×人=</td> </tr> <tr> <td>    障害者控除額</td> <td>円×人=</td> </tr> <tr> <td>    特別障害者控除額</td> <td>円×人=</td> </tr> <tr> <td>    寡婦（夫）控除額</td> <td>円×人=</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">控除額合計</td> <td></td> </tr> </table>	2 控除額		扶養控除額	円×人=	老人扶養控除額	円×人=	特定扶養親族控除額	円×人=	障害者控除額	円×人=	特別障害者控除額	円×人=	寡婦（夫）控除額	円×人=	控除額合計		<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">審査者</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">印</td> </tr> </table>	審査者	印		
2 控除額																					
扶養控除額	円×人=																				
老人扶養控除額	円×人=																				
特定扶養親族控除額	円×人=																				
障害者控除額	円×人=																				
特別障害者控除額	円×人=																				
寡婦（夫）控除額	円×人=																				
控除額合計																					
審査者	印																				



様式第1号の2（第3条関係）

年 月 日

幕別町長 様

同 意 書

幕別町長が幕別町公営住宅管理条例第60条の規定により、暴力団員であるかどうかについて警察署長の意見を聴くことについて同意します。

	氏 名	生年月日
入居申込者	印	
同居者又は同居 しようとする者	印	
	印	
	印	
	印	
	印	
	印	

注) 氏名を自署した場合は押印を省略できます。

様式第2号（第3条関係）

公 営 住 宅 入 居 決 定 通 知

あなたは、審査の結果、公営住宅に入居することができることとなりました。

つきましては、次のとおり、必要な手続を行ってください。

なお、この手続をしなかったり、期間内に行わなかったときは、この入居の決定を取り消すことがありますので注意してください。

また、何かの理由で、期間内に手続をすることができないときには、あらかじめご連絡ください。

年 月 日

様

幕別町長

印

記

1 必要な手続

- (1) 幕別町公営住宅入居請書
- (2) 家賃の2月分に相当する額の敷金の納入

2 手続の期限

年 月 日（この通知の日から10日以内）

3 手続の免除等について

次の手続については、免除又は期限を延ばすことができますことがあります。この場合、別に手続が必要ですから、あらかじめ申し出てください。

(1) 幕別町公営住宅入居請書提出

入居する方が高齢であること、障害者であることなど一定の要件に該当する方で、連帯保証人の確保が困難な場合は、保証人の連署を免除することができます。

(2) 敷金の納入

敷金については、収入の状況その他一定の要件に該当する場合、その一部又は全部の免除や、納める期限を延期することができます。

※ 入居決定した住宅

町営 団地 号棟 号室 建設 住戸専用面積 m<sup>2</sup>  
住 所

様式第3号（第5条関係）

幕別町公営住宅入居請書

入居者

収 入  
印 紙

保証人

私は、幕別町公営住宅に入居するにあたり、幕別町公営住宅管理条例その他の法令を遵守し、私の責により幕別町に損害が生じたときは、連帯保証人と連帯して賠償の責を負います。

年 月 日

入 居 者：本籍地  
現住所  
氏 名 ㊟  
年 月 日生

連帯保証人：本籍地  
現住所  
氏 名 ㊟  
年 月 日生

勤務先  
(入居者との関係 ) (電話 一 )

幕別町長 様

注1 太枠の中を記入してください。

2 連帯保証人の給与証明書及び印鑑証明書を添付してください。

3 裏面の守っていただく事項等をご確認ください。

入居年月日	年 月 日	備 考	
敷金納入年月日	年 月 日		



《守っていただく事項等》

- ・ 公営住宅に入居しようとするときは、この請書を提出し、最初の家賃の2月分に相当する額の敷金をあらかじめ納入しなければなりません。
- ・ はじめに同居した親族以外の方を同居させようとするときは、町長の承認が必要です。
- ・ 入居者は、毎年町長に前年の収入を申告しなければなりません。申告を怠ったり、収入の報告を拒否したりしたときは、条例第15条第3項の近傍同種の住宅の家賃がかかります。
- ・ 月々の家賃は、収入に応じ毎年度変わります。この家賃は、当月分をその月の末日までに納めなければなりません。
- ・ 月々の家賃は、災害や病気にかかったとき、収入が減ったときなどに減額、免除、徴収の猶予をすることができます。この場合は、入居者の申請が必要です。
- ・ 公営住宅の修繕にかかる費用は軽微な修繕などを除いて町が行いますが、入居者や同居者の責により修繕が必要となった場合は、入居者の負担になります。
- ・ 入居者は、公営住宅の使用には、必要な注意を払い、正常な状態において維持する義務があります。これに違反したり、入居者の責により公営住宅をき損したりしたときは、入居者が原状回復するか、又はその費用を賠償しなければなりません。
- ・ 公営住宅は、入居者以外の者に転貸してはいけません。また、住居以外の用途に使用したり、勝手に模様替えや増築はできません。これらの必要があるときは、町長の承認が必要です。勝手に模様替え、増築などを行うと、直ちに入居者の責任において原状回復していただきます。
- ・ 公営住宅は、住宅を壊すとき、建て替えるときなどに、法令に従って住宅の明渡しを求めることがあります。この場合は、申し出があれば他の公営住宅や建て替えた住宅に入居することができますが、住宅を明け渡さないことはできません。
- ・ 入居者が、虚偽の申請によって入居したとき、家賃を3月以上滞納したとき、公営住宅などを故意に壊すなどの行為をしたときなどには、公営住宅を直ちに退去するように請求することがあります。この場合、請求があつてから退去するまでの間、罰則金を課することがあります。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明した場合であつて公営住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、勧告を行い、従わない場合には明渡しを請求することがあります。
- ・ 公営住宅では、町長が必要と認めたときや、入居者が公営住宅を退去しようとするときに、町長の指定した者が住宅の検査をすることがあります。この場合は、入居者の方は検査にご協力ください。
- ・ 入居者が、その他の不正行為によって家賃を免れた場合は、その免れた額の5倍以内の罰金を科すことがあります。

様式第4号（第5条関係）

入居決定の取消通知

住所  
氏名 様

あなたには、先に入居決定の通知を送付し、必要な手続きをされるようお知らせしましたが、その後定められた期限を経過したにもかかわらず、理由を示さずにこの手続きをされておられません。

つきましては、幕別町公営住宅管理条例第11条第4項の規定により次の入居決定は取り消すこととしましたので、通知します。

なお、今後この入居決定をもって公営住宅への入居はできません。

年 月 日

幕別町長 印

記

取り消しをした入居決定

年 月 日付け 第 号による 様への入居決定

注 この決定に不服があるときは、その理由を示して意見を述べることができます。この場合、この決定の日から30日以内に町長に申し出てください。



様式第5号（第5条関係）

幕別町公営住宅入居許可書その1

氏名 様

幕別町公営住宅管理条例の規定に基づき、次のとおり幕別町公営住宅に入居することを許可します。

住宅の使用にあたっては、幕別町公営住宅管理条例その他の法令を遵守し、適正に使用してください。

年 月 日

幕別町長 印

1 入居を許可する住宅の表示

住宅の所在地	
団地・住宅番号	団地 棟 号室
住宅の構造等	年建設 造 建 住戸専用面積

2 入居を許可する者（入居者及び同居者）

氏名	続柄	生年月日	備考	氏名	続柄	生年月日	備考
	本人						

3 認定した収入月額及び決定した家賃月額

収入の総額		控除額の 内訳	扶養控除額	=	円×	人
控除額の合計			老人扶養控除額	=	円×	人
認定収入年額			特定扶養親族控除額	=	円×	人
収入月額			障害者控除額	=	円×	人
収入階層	I II III IV V VI VII VIII		特別障害者控除額	=	円×	人
家賃月額			老年者控除額	=	円×	人
			寡婦（夫）控除額	=	円×	人
			控除額合計			

4 入居許可日及び入居の指定期間

入居許可日	年 月 日	入居の指定期間	入居許可日 から 年 月 日まで
-------	-------	---------	---------------------

注1 入居の指定期間に入居がない場合には、この入居の決定は取り消されることがあります。何かの理由でこの期間に入居ができない場合には、あらかじめ申し出なければなりません。

2 この入居の許可内容に反する方法で入居した場合その他不正の方法により入居した場合には、直ちに住宅を明け渡すことを求めることがあります。

3 この入居の決定に対して意見があるときには、この決定の日から起算して30日以内にその理由を示して当該町長に申し出てください。

様式第6号（第5条関係）

幕別町公営住宅入居許可書その2

氏名 様

幕別町公営住宅管理条例の規定に基づき、次のとおり幕別町公営住宅に入居することを許可します。

住宅の使用にあたっては、幕別町公営住宅管理条例その他の法令を遵守し、適正に使用してください。

年 月 日

幕別町長 印

1 入居を許可する住宅の表示

住宅の所在地			
団地・住宅番号	団地	棟	号室
住宅の構造等	年建設	造	建 住戸専用面積

2 入居を許可する者（入居者及び同居者）

氏名	続柄	生年月日	備考	氏名	続柄	生年月日	備考
	本人						

3 認定した収入月額及び決定した家賃月額

収入の総額		控除額の 内訳	扶養控除額	=	円×	人
控除額の合計			老人扶養控除額	=	円×	人
認定収入年額			特定扶養親族控除額	=	円×	人
収入月額			障害者控除額	=	円×	人
収入階層	I II III IV V VI VII VIII		特別障害者控除額	=	円×	人
家賃月額			老年者控除額	=	円×	人
			寡婦（夫）控除額	=	円×	人
			控除額合計			

4 入居許可日及び入居の指定期間

入居許可日	年 月 日	入居の指定期間	入居許可日 年 月 日から 年 月 日まで
-------	-------	---------	-----------------------

5 公営住宅の使用期間の制限

入居許可したこの住宅は、借上げによる公営住宅のため、借上げ期間の満了の前に、知事の請求により明け渡しをしなければなりません。

なお、住宅の借上げ期間の満了の日は、年 月 日です。

注1 入居の指定期間に入居がない場合には、この入居の決定は取り消されることがあります。何かの理由でこの期間に入居ができない場合には、あらかじめ申し出なければなりません。

2 この入居の許可内容に反する方法で入居した場合その他不正の方法により入居した場合には、直ちに住宅を明け渡すことを求めることがあります。

3 この入居の決定に対して意見があるときには、この決定の日から起算して30日以内にその理由を示して当該町長に申し出てください。

様式第7号（第6条関係）

幕別町公営住宅同居承認申請書								
						年	月	日
幕別町長		様		申請者 住所				
				氏名 <span style="float: right;">㊦</span>				
次の者を同居させたいので承認されるよう申請します。								
なお、同居させようとする者は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。								
団地名等		町営		団地		号棟	号室	
入居者氏名				入居年月日		年 月 日		
同居させたい者	氏名	続柄	生年月日	職業	勤務先の名称	勤続年数	年間収入	
同居の理由								

注1 太枠の中を記入してください。

2 同居させたい者の所得証明書、住民票を添付してください。

3 同居させたい者について、警察署長の意見を聴くことに関する同意書を添付してください。

<処理欄>

収入の総額		控 除 額 の 内 訳	扶養控除額＝	円×	人
控除額の合計			老人扶養控除額＝	円×	人
認定収入年額			特定扶養親族控除額＝	円×	人
収入月額			障害者控除額＝	円×	人
収入超過基準			特別障害者控除額＝	円×	人
収入階層	I II III IV V VI VII VIII		老年者控除額＝	円×	人
			寡婦（夫）控除額＝	円×	人
			控除額合計		
承認の適否					
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 24px;">受付印</span> </div>					

様式第8号（第6条関係）

幕別町公営住宅同居承認（不承認）通知

年 月 日

住 所  
氏 名 様

幕別町長 印

先に申請がありました同居の承認について、次のとおり承認します（承認しません）。

記

1 同居を承認する者

氏 名	続 柄	生 年 月 日	備 考
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

2 同居を承認しない者

氏 名	続 柄	生 年 月 日	備 考
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
不承認の理由			

様式第9号（第7条関係）

幕別町公営住宅入居承継承認申請書										
年 月 日										
幕別町長					様					
					申請者 住 所					
					氏 名					
					㊦					
次の理由によりこの住宅に引き続き居住したいので、申請します。										
なお、申請者及び申請者と現に同居し、又は同居しようとする親族は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。										
団 地 名 等			町 営		団 地 号 棟		号 室			
現在の入居者氏名				入居年月日						
現入居者の異動の内容				異動事実の発生した日		年 月 日				
現 同 居 者	氏 名		続柄	生年月日	備 考	氏 名		続柄	生年月日	備 考
新入居者氏名				現入居者との続柄						

- 注1 太枠の部分に記入してください。
- 2 引き続き居住される方全員の所得を証明する書類及び現入居者が異動した事実を示す書面を添付してください。
- 3 引き続き居住される方について、警察署長の意見を聴くことに関する同意書を添付してください。

(処理欄)

収入の総額				控 除 額 の 内 訳	扶養控除額＝	円×	人
控除額の合計					老人扶養控除額＝	円×	人
認定収入年額					特定扶養親族控除額＝	円×	人
収入月額					障害者控除額＝	円×	人
収入超過基準					特別障害者控除額＝	円×	人
収入階層		I II III IV V VI VII VIII			老年者控除額＝	円×	人
					寡婦（夫）控除額＝	円×	人
				控除額合計			
家賃滞納状況		なし・あり（金額： 円 月数： ）		<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 24px;">受付印</span> </div>			
承認の適否							

様式第10号（第7条関係）

幕別町公営住宅入居承継承認（不承認）通知

年 月 日

住 所  
氏 名 様

幕別町長 印

先に申請がありました入居の承継については、次のとおり承認します（承認しません）。

団 地 名 等	町 営		団 地		号 棟		号 室	
現在の入居者氏名					入居年月日			
現入居者の 異動の内容						異動事実の発生した日		
						年 月 日		
現 同 居 者	氏 名	続柄	生年月日	備 考	氏 名	続柄	生年月日	備 考
新入居者氏名					現入居者との続柄			

不承認の理由
--------

様式第11号 (第9条関係)

1 世帯の状況及び収入の状況 年度幕別町公営住宅収入申告書 団地名 住宅番号

氏名	続柄	生年月日	年齢	所得の状況		控除要件の対象状況					所得金額	控除金額	
				所得種類	勤務先等	年間所得	老人	特扶	障害	特障			老年
入居者													

<処理欄>

- 所得の種類 (役所で発行するもの。所得のある者全部)
- 別居親族の扶養を証する書類
- 所得がないことを証明する書類
- その他

このとおり世帯の状況及び所得の状況を申告します。課税状況の調査に同意します。

年 月 日

幕別町長 様

入居者 氏 名  
電話番号

㊞

所得の合計 円 入居年月日  
控除額 円  
収入年額 円 入居期間  
収入月額 円 昨年度認定収入月額  
収入階層

様式第12号 (第10条関係)

〒 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
 \_\_\_\_\_ 様  
 幕別町長 印

幕別町公営住宅収入認定通知  
 先にあなたから申告(報告)がありました世帯の収入及び構成から、あなたの収入を次のとおり認定しましたので、幕別町公営住宅管理条例第16条第3項の規定により通知します。

また、認定した収入からあなたの毎月の家賃を次のとおり決定しましたのでお知らせします。

1 収入認定額等

認定した収入の月額		算出の基となる額		円
A	年間所得総計	円	C 年間所得 (A-B)	円
B	控除額の合計	円	認定収入月額 (C÷12)	円

2 収入認定の内訳

入居者・同居者等	年間所得	控除金額	入居者・同居者等	年間所得	控除金額

3 家賃の額  
 あなたの家賃は、あなたの収入と居住している住宅の状況に応じて、近傍同種の住宅の家賃以下で定められています。

家賃の月額 円

収入階層

近傍同種の住宅の家賃 円

4 収入階層

収入階層

月額収入の範囲

I

II

III

IV

V

VI

VII

VIII

5 告知項目

(1) この収入の認定又は家賃の額の決定について意見があるときは、この通知の日から30日以内に理由を示して町長に意見を述べることができません。この場合は、役場に所定の用紙がありますのでお申し付けください。

(2) 失職、退職、同居親族の移動等により収入や控除する額に変動があったときは、年度途中からでも家賃を減額することができるとありますが、その事実があったときから30日以内に申出を行ってください。この場合も役場に所定の用紙がありますのでお申し付けください。

団地名

住宅番号



様式第13号（第10条関係）

幕別町公営住宅収入認定及び家賃決定に対する意見  
申出書

年 月 日

幕別町長 様

団地名等 団地 号棟 号室  
氏 名 ㊟

私は、先に幕別町公営住宅収入認定通知を受けましたが、収入及び世帯構成は次のとおりで、認定されたものとは異なっていますので、関係書類を添えて意見を述べます。

氏名	続柄	生年月日	勤務先等	勤続年数	収入年額	控除額	控除事項
入居者	本人						
同居者							
別居扶養親族							
合計							
意見							

注 太枠の部分に記入してください。

（処理欄）

年間収入金額	通知済み認定金額	円	備考
	今回更正後の金額	円	
控除金額	通知済み認定金額	円	
	今回更正後の金額	円	
決定収入	通知済み認定金額	円	
	今回更正後の金額	円	
更正の適否			<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span>受付印</span> </div>

様式第14号（第10条関係・更正する場合）

幕別町公営住宅収入認定の更正通知

先に申し立てがありましたあなたからの意見に基づき世帯の収入及び世帯構成を調査したところ、新たにあなたの収入を認定しましたので、次のとおり先の認定を更正し、通知します。

1 先に認定・決定した事項

収入の月額	円
収入の階層	I II III IV V VI VII VIII
収入超過・高額所得に関する認定	
家賃の月額	円

2 更正に至った事実

--

3 更正・再決定する事項

収入の月額	円
収入の階層	I II III IV V VI VII VIII
収入超過・高額所得に関する認定	
家賃の月額	円

4 再認定の通知

別添のとおり

- 幕別町公営住宅収入認定通知
- 幕別町公営住宅収入超過者認定通知
- 幕別町公営住宅高額所得者認定通知

5 告知事項

- (1) この収入の認定又は家賃の額の決定について意見があるときは、この通知の日から30日以内に理由を示して町長に意見を述べることができます。この場合は、役場に所定の用紙があります。
- (2) 失職、退職、同居親族の移動等により収入や控除する額に異動があったときは、年度の途中からでも家賃の減額をすることができる場合がありますので、その事実があった日から30日以内に申し出を行ってください。この場合も役場に所定の用紙があります。

年 月 日

様

幕別町長

印







幕別町公営住宅家賃徴収猶予に係る分納計画書

1 徴収猶予を受けようとする家賃

徴収猶予を受ける月分	年 月分～ 年 月分 ( 月分)		
家賃月額		徴収猶予する家賃総額	

2 分納の回数等

希望する分納回数	回	各回の金額	各	円 (最終回	円)
----------	---	-------	---	--------	----

分納計画及び納期限

回数	分納金額	納期限	回数	分納金額	納期限
第1回		年 月末	第7回		年 月末
第2回		年 月末	第8回		年 月末
第3回		年 月末	第9回		年 月末
第4回		年 月末	第10回		年 月末
第5回		年 月末	第11回		年 月末
第6回		年 月末	第12回		年 月末

注1 太枠の中を記入してください。

- 2 分納の回数は、特にやむを得ない場合を除き12回以内です。
- 3 各分納の額は、100円未満を切り捨て、最終回にその分を加えてください。
- 4 分納のはじめの納期限は、徴収猶予の最後の月の翌月です。

様式第 17 号の 2 (第 11 条関係)

幕別町公営住宅家賃(敷金)減免・徴収猶予承認(不承認)通知

年 月 日

団地 号棟 号室  
氏名 様

幕別町長 ㊟

先に申請がありました家賃(敷金)の減免・徴収の猶予については、次のとおり承認します(承認しません)。

1 家賃(敷金)の減免

現在の家賃の額	円
承認する減免の額	円
減免後の家賃	円
承認する減免の期間	年 月 から 年 月 まで( か月)

2 家賃(敷金)の徴収猶予

納付すべき家賃の額	円
猶予する家賃の額	年 月 から 年 月 まで( か月)
徴収猶予する期間	
納付方法	

様式第26号（第20条関係）

幕別町公営住宅同居者異動届				
年 月 日				
幕別町長 様				
		団地名等	団地	号棟 号室
		氏 名	㊟	
次のとおり同居者に異動がありましたので、幕別町公営住宅管理条例施行規則第20条の規定により届け出ます。				
異動同居者氏名	生年月日	入居者との続柄	異動があった日	異動事由

注1 太枠の中を記入してください。

2 異動の事実を示す書類（戸籍抄本、住民票等）を添付してください。

（処理欄）

第14条関係	要・否	
収入階層異動	有・無	
低所得減免	適・否	





様式第27号（第21条関係）

幕別町公営住宅退去届			
			年 月 日
幕別町長		様	
		団地名等	団地 号棟 号室
		氏 名	Ⓜ
<p>私は、次のとおり住宅を退去しますので、幕別町公営住宅管理条例施行規則第21条の規定により届け出ます。</p>			
退去する日	年 月 日	同居し続ける同居者の有無	有（ 人）・無
転居先住所		電話番号	

公営住宅退去時住宅検査調書			
検査日時	年 月 日 時 分頃	検査立会者	
検査した住宅の状況	模様替え・増築等の有無	無・有（箇所等）	
	入居者の責による破損	無・有（箇所等）	
損害賠償額とその内容等	損害賠償額	特記事項	
	内容		
		このとおり検査しました。 年 月 日	
Ⓜ			

敷 金 還 付 調 書			
敷 金		還付金の振り込み口座	備考
損害賠償額		銀行名：	
未納家賃		支店名：	
差引還付額		口座の種類：	
		口座番号：	
		口座名義人：	
上記損害賠償額の内容が私の責にあると認め、その額に同意します。 年 月 日 入居者氏名 Ⓜ		このとおり還付金を算定する。  職 氏名 Ⓜ	受付印 

注 太枠の中を記入してください。

様式第18号（第12条関係）

幕別町公営住宅居住の用途以外の用途使用承認申請書

年 月 日

幕別町長 様

申請者 住所  
氏名 ㊟

次のとおり住宅の一部を居住の用途以外の用途に使用したいので申請します。

団地名等	町営	団地	号棟	号室
申請者氏名				
使用目的				
使用期間	年 月 日～		年 月 日	
使用者			入居者との関係	
この申請に係る使用箇所			備考  <input type="checkbox"/> 根拠となる法令等があれば、ここに記載してください。	

注 太枠の中を記入してください。

受付印

様式第19号（第12条関係）

公営住宅居住の用途以外の用途使用承認通知

先に申請がありましたことについては、承認します。ただし、次の事項を守らなければいけません。

団地名等	町営	団地	号棟	号室
入居者氏名				
使用目的				
使用期間	年 月 日～		年 月 日	
使用者			入居者との関係	
承認する使用箇所			備考	
			※ 根拠となる法令等があれば、ここに記載してください。	
承認の条件等	<p>1 上記の使用目的以外の目的で住宅を使用することはできません。</p> <p>2 承認した期間内でも使用目的がなくなったときは、その旨申し出てください。</p> <p>3 他の入居者の居住に支障ができたときは、承認を取り消すことがあります。</p>			

年 月 日

幕別町長

印

様式第20号（第13条関係）

幕別町公営住宅模様替え・増築承認申請書

年 月 日

幕別町長 様

申請者 住 所

氏 名

㊦

上記のとおり住宅を模様替え又は増築したいので、申請します。

団 地 名 等	町営	団地	号棟	号室
入 居 者 氏 名				
模様替え・増築の 主 な 目 的				
施 行 方 法 等				
施行に要する費用		原状回復に要する費用		
この申請に係る模様替え・増築箇所		備 考		
		<input type="checkbox"/> 施行業者、原状回復の方法等を記載してください。		

注 太枠の中を記入してください。

受付印

様式第21号（第13条関係）

幕別町公営住宅模様替え・増築承認通知

先に申請がありましたことについては、承認します。ただし、次の事項を守らなければいけません。

団地名等	町営	団地	号棟	号室
入居者氏名				
模様替え・増築の主な目的				
施行方法等				
施行に要する費用			原状復旧に要する費用	
承認する模様替え・増築箇所				備考  ※ 施行業者、原状回復の方法等を記載してください。
承認の条件等	<p>1 この承認による者以外の模様替え・増築はできません。</p> <p>2 承認した事項により他の入居者の居住に支障がでたときは、原状復旧を命じることがあります。</p>			

年 月 日

幕別町長

印



様式第23号 (第14条関係)

〒	—	年	月	日
幕別町長 様				印

- 3 家賃の額  
あなたの家賃は、あなたの収入と居住している住宅の状況に応じて、近傍同種の住宅の家賃以下で定められています。  
家賃の月額 円
- 4 収入階層  
近傍同種の住宅の家賃 円  
収入階層

収入階層の範囲

月	額	収入	の	範囲
I				
II				
III				
IV				
V				
VI				
VII				
VIII				

幕別町公営住宅高額所得者認定通知  
先にあなたから申告(報告)がありました世帯の収入及び構成から、あなたの収入を次のとおり認定するとともに、収入が公営住宅法施行令第9条の基準を2年続けて超えていますので、あなたを高額所得者と認定します。  
また、認定した収入からあなたの毎月の家賃を次のとおり決定しましたのでお知らせします。

1 収入認定額等

認定した収入の月額			円
算出の基となる額			
A	年間所得総計	円	C 年間所得 (A-B) 円
B	控除額の合計	円	認定収入月額 (C÷12) 円

2 収入認定の内訳

入居者・同居者	年間所得	控除金額	入居者・同居者等	年間所得	控除金額

- 5 告知項目
- (1) この収入の認定又は家賃の額の決定について意見があるときは、この通知の日から30日以内に理由を示して町長に意見を述べることができません。この場合は、役場に所定の用紙がありますのでお申し付けください。
- (2) 失職、退職、同居親族の移動等により収入や控除する額に変動があったときは、年度途中からでも家賃を減額することができるとありますが、その事実があったときから30日以内に申出を行ってください。この場合も役場に所定の用紙がありますのでお申し付けください。
- 団地名  
住宅番号

様式第24号（第16条関係）

幕別町公営住宅建替事業に係る建替後住宅入居申請書

年 月 日

幕別町長 様

団地名等 団地 号棟 号室  
氏 名 ④

私は、幕別町公営住宅建替事業により（新たに整備される）公営住宅に引き続き入居を希望しますので、次のとおり申し出ます。

記

1 新たに住宅に入居しようとする者（入居者及び同居者）

氏 名	続 柄	生 年 月 日	氏 名	続 柄	生 年 月 日
	本 人				

2 新たに入居する住宅の希望等

間 取 り	希望する特別な事情等
階 数	
そ の 他	

3 現在承認を受けている事項

居住以外の目的での 使 用 承 認	有・無	今後も承認を 希望する・希望しない
増 築・模 様 替 え の 承 認	有・無	今後も承認を 希望する・希望しない

注 太枠の中を記入してください。

受付印



様式第25号（第19条関係）

幕別町公営住宅一時不使用届	
年 月 日	
幕別町長	様
	団地名等 団地 号棟 号室
	氏 名 ㊟
私は、次のとおり住宅を使用しませんので、届け出ます。	
記	
住宅を使用しない期間	
この期間の主な居所・連絡先	
住宅を使用しない理由	
緊急時の連絡先等	住 所 氏 名 電 話

- 注1 太枠の中を記入してください。
- 2 この届け出による住宅を使用しない理由が正当でないと認めるときは、住宅の明け渡しを求めることがあります。
- 3 届け出の内容に変更があったときは、速やかに連絡してください。

